

埼玉県第一種フロン類
充填回収業者
登録申請手続案内



埼玉県マスコット さいたまっち

令和6年1月
埼玉県環境部大気環境課

第一種フロン類充填回収業者登録申請手続案内

1 趣旨等

(1) 趣旨

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定により、第一種特定製品の整備を行う場合に冷媒としてフロン類を充填する者及び第一種特定製品の整備又は廃棄を行う場合に冷媒として充填されているフロン類を回収する者は「第一種フロン類充填回収業者」の登録が必要です。

(2) 申請方法

①電子申請

- ・「埼玉県電子申請・届出サービス」により、インターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから申請をすることが可能です。
また、手数料を電子納付することもできます。
- ・申請書及び添付書類を電子データ（ファイル形式：txt, xls, pdf, xlsx, png, ppt, zip, pptx, doc, docx, gif, jpeg, jpg）にてご提出ください。
- ・申請者が法人の場合、電子申請後に登記事項証明書（原本）の郵送が必要です。
- ・書類の形式審査後、大気環境課が送信する受理完了メールをもって手数料の納付が可能となります。利用可能な支払方法及び決済ブランドは下記のとおりです。

－クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）

－ペイジー（※）

※ペイジー番号を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングの手続画面に発行した番号を入力することで支払ができる方法

②窓口申請

- 受付窓口：埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（第三庁舎 3 階）
電話番号：048-830-3058（規制・化学物質担当直通）
- 受付時間：平日午前 9 時から 11 時 45 分 午後 1 時から 5 時
- 大気環境課での持参による申請は予約制となります。
事前に大気環境課に電話（048-830-3058）で予約してください。
- 県では令和 5 年 12 月 31 日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了し、手数料のキャッシュレス収納に移行しました。
利用可能な支払方法及び決済ブランドは下記のとおりです。

支払方法	決済ブランド
クレジットカード デビットカード	Visa Mastercard   <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ※使用可能なブランドは左記のみとなります。 あらかじめご了承ください。 ※Jデビットはご利用になれません。 </div>
電子マネー	nanaco, WAON, 楽天Edy   
交通系 電子マネー	Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca, ICOCA, SUGOCA, nimoca, はやかけん（※PiTaPaはご利用になれません。）       交通系電子マネー    
コード決済 (スマートフォン)	PayPay, auPAY, 楽天ペイ, d払い    

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、5 年です。
 継続して事業を行う場合は登録の更新を受ける必要があります。

2 登録の申請（新規及び更新）

第一種フロン類充填回収業者登録申請書の提出

種類	内容
申請書	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第1）
添付書類1	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合→登記事項証明書（原本） （書類提出時点で発行後3か月以内のもの） *電子申請の場合は、登記事項証明書以外の書類を電子申請にて提出後、 <u>登記事項証明書を郵送してください。</u> イ 申請者が個人の場合→書類不要 （住民基本台帳ネットワークで申請者を確認します。）
添付書類2	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類3	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類4	誓約書 （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
参考書類5	登録申請者の略歴書
参考書類6	充填に関する事項（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者又は法人の社員等が充填に関する資格等を有する場合 →フロン類の充填に係る者の資格等に関する報告書 イ 申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の充填業務実務経験証明書
参考書類7	回収に関する事項（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者又は法人の社員等が回収に関する資格を有する場合 →フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書 イ 申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の回収業務実務経験証明書
参考書類8	案内図→登録しようとする事業所の案内図

- ・郵送では申請手数料が納付できないため、電子申請をご利用ください。
- ・登録申請手数料は、**新規申請5,500円、更新申請4,000円**です。
 なお、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合においては、手数料の払戻しはできません。
- ・申請者が個人であり、住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認ができない場合には「住民票の写し（原本）」を提出してください。（書類提出時点で発行後3か月以内のもの）
- ・提出部数は正本1部です。持参による提出で副本に受付印が必要な場合は、副本をご用意ください。

3 登録の更新

第一種フロン類充填回収業者が、登録を受けてから5年を経過した後も引き続き第一種フロン類充填回収業を行おうとする場合には、その更新を受けなければなりません。

- 登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- 登録の更新の申請は、原則として有効期間の満了する日の2か月前から申請を受け付けています。
- 更新の申請書や必要な添付書類については、新規登録の場合と同様です。
- 更新後の有効期間は、登録が更新された日から5年です。

4 登録事項の変更届出

登録事項に次の変更が生じた場合は、変更後30日以内に手続が必要です。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 事業所ごとに、登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」
- 事業所ごとに、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」
- 事業所の追加又は登録済み事業所のうち一部の事業所の廃止

第一種フロン類充填回収業者変更届出書の提出

添付書類は変更の内容に該当するもののみを提出してください。

種類	内容
届出書	第一種フロン類充填回収業者変更届出書（様式第2）
添付書類1	届出者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 法人の場合→登記事項証明書（原本） （書類提出時点で発行後3か月以内のもの） *電子申請の場合は、 <u>登記事項証明書以外の書類を電子申請にて提出後、 登記事項証明書を郵送してください。</u>
	イ 個人の場合→書類不要 （住民基本台帳ネットワークで申請者を確認します。）
添付書類2	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類3	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

参考書類 6	充填に関する事項 (いずれか該当するものを提出) ※新たに充填を行おうとする場合
	ア 申請者又は法人の社員等が充填に関する資格等を有する場合 →フロン類の充填に係る者の資格等に関する報告書
	イ 申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の充填業務実務経験証明書
参考書類 7	回収に関する事項 (いずれか該当するものを提出) ※新たに回収を行おうとする場合
	ア 申請者又は法人の社員等が回収に関する資格を有する場合 →フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書
	イ 申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の回収業務実務経験証明書
参考書類 8	案内図→変更しようとする事業所の案内図

- 電子申請、窓口申請の他、郵送による申請も可能です。
- 変更届出書の提出に手数料は必要ありません。
- 届出者が個人であり、住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認ができない場合には「住民票の写し(原本)」を提出してください。(書類提出時点で発行後3か月以内のもの)
- 事業所の追加の場合は、上記のほか「第一種フロン類充填回収業者登録申請書(様式第1)」の枠内(事業所の名称及び所在地以下)に必要な事項を記入し提出してください。(届出者の住所、氏名、印は必要ありません。)
- 提出部数は正本1部です。持参又は郵送による提出で副本に受付印が必要な場合は、副本をご用意ください。

5 廃業等の届出

登録業者が下記の事項に該当した場合は、その日から30日以内に手続が必要です。

- 個人の事業主が死亡した場合：届出者→相続人
- 法人が合併により消滅した場合：届出者→代表する役員であった者
- 法人が破産により解散した場合：届出者→破産管財人
- 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：届出者→精算人
- 埼玉県内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合
：法人→代表する者、個人→本人

第一種フロン類充填回収業廃業等届出書の提出

種類	内容
届出書	第一種フロン類充填回収業廃業等届出書（別記様式）

- ・電子申請、窓口申請の他、郵送による申請も可能です。
- ・提出部数は正本1部です。持参又は郵送による提出で副本に受付印が必要な場合は、副本をご用意ください。
- ・廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
- ・添付書類は必要ありません。
- ・事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況についても併せて報告する必要があります。（フロン類の充填量及び回収量等に関する報告書により提出してください。）
- ・個人の事業主が死亡した場合、その相続人が第一種フロン類充填回収業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

6 登録後に行う事務等

(1) 第一種特定製品の整備時の取扱い

① 充填に関する規定

フロン類充填回収業者が第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する時は、以下の充填に関する基準を遵守しなければなりません。

- ・ 充填に先立ち、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認してください。
- ・ 点検の実施や修理を行う必要性を、第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に説明してください。
- ・ 点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはなりません。
- ・ 充填するフロン類が、第一種特定製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認してください。
- ・ 充填中及び充填後に、過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施してください。
- ・ 充填に係る「十分な知見を有する者」が自ら実施又は立会ってください

「十分な知見を有する者」は、下記A～Cのいずれかとなります。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

B. 下記の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習(*)を受講した者

- ・ 冷媒空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技士（中央職業能力開発協会）
- ・ 冷凍空調施設工事事業所の保安管理者（高圧ガス保安協会）
- ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）
（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習(*)を受講した者

十分な実務経験を有する者…日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者

(*) 充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習については、環境省及び経済産業省のホームページに「十分な知見を有する者」を担保するための講習として掲載されています。

環境省HP : https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

経済産業省HP : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/jyubun_chiken.html

② 充填証明書・回収証明書の交付

第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に充填証明書・回収証明書を交付しなければなりません。証明書には下記の事項を記載し、記載事項に相違がないことを確認の上、充填・回収した日から30日以内に交付してください。

【証明書の記載事項等】

- ・ 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- ・ 第一種特定製品の所在

- ・ 第一種特定製品を特定するための情報
- ・ 第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・ 証明書の交付年月日
- ・ フロン類を充填・回収した年月日
- ・ 充填・回収したフロン類の種類（冷媒番号の区分の別）ごとの量

③ 充填量及び回収量の記録及び保存

第一種フロン類充填回収業者は、整備時に充填・回収したフロン類の量に関する事項について記録を作成し、保存しなければなりません。

(2) 第一種特定製品の整備時・廃棄時に回収したフロン類の引渡し

① 引渡先

第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者又は第一種フロン類引取等業者（省令第49条認定業者）に引き渡さなければなりません。

② 行程管理制度

第一種特定製品の廃棄時に冷媒として充填されていたフロン類の引渡しは、書面によって行わなければなりません。（引取証明書）

③ 再生証明書、破壊証明書又は引取等証明書の保存等

整備時及び廃棄時に回収したフロン類の引渡先が、第一種フロン類再生事業者の場合は再生証明書、フロン類破壊業者の場合は破壊証明書、第一種フロン類引取等業者の場合は引取等証明書が交付されます。

第一種フロン類充填回収業者は、交付を受けた再生証明書、破壊証明書又は引取等証明書について、第一種特定製品の廃棄等実施者又は管理者等に回付するとともに、その写しを保存しなくてはなりません。

(3) 充填量及び回収量の都道府県知事への報告

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の種類ごとに、毎年度、第一種特定製品の整備時に冷媒として充填した量及び回収した量、整備・廃棄等時に回収した量等を都道府県知事に報告しなければなりません。

埼玉県内の4月1日から翌年3月31日までの充填量及び回収量については、フロン類の充填量及び回収量等に関する報告書により、年度終了後、45日以内に大気環境課へ郵送又は電子申請にて提出してください。

なお、充填及び回収等の実績がない場合でも必ず報告してください。

報告事項

【整備時（機器の新規設置時も含む）】

- ・ フロン類を充填した機器の台数
- ・ 充填した量（回収した後に再び機器に充填した量を除く）※新規・整備の別ごと

【整備・廃棄等】

- ・ フロン類を回収した機器の台数
- ・ 回収した量
- ・ 年度当初に保管していた量
- ・ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量
- ・ フロン類破壊業者に引き渡した量
- ・ 充填回収業者による簡易な再生を行い機器に充填した量
- ・ 引渡し先の例外として都道府県知事が認めた者に引き渡した量
- ・ 年度末に保管していた量

【廃棄時】

- ・ 法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

(4) 第一種フロン類充填回収業の廃業時等の措置

第一種フロン類充填回収業者が廃業等をする場合は、廃業等の届出と併せて、その属する年度の充填量及び回収量等を、都道府県知事に報告しなければなりません。
第一種フロン類充填回収業者が、登録を取り消された場合においても同様です。

第一種フロン類充填回収業者登録申請書の記入方法と記入例

★登録申請書の提出について

(表面)

- ①第一種フロン類充填回収業者の登録を受けるには、「様式第1（第8条関係）第一種フロン類充填回収業者登録申請書」と添付書類を埼玉県（大気環境課）に提出します。
- ②申請書は、「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合は、「登録の更新」と「第30条第2項」を消します。
- ③「※登録番号」及び「※登録年月日」は、埼玉県が使用・記入する欄ですので、新規の登録申請者はこれらの欄に記入しないでください。
- ④申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入します。※申請者の印は不要です。
なお、登録の申請者は、11頁の「登録を受けられない要件」の表に示した事項に該当しないことが必要です。
- ⑤「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び電話番号を記入します。（自宅と同じ場合も記入します）
法人の場合は事業所と所在地を記入します。申請者と同じ場合でも記入します。
- ⑥「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に○をつけます。
- ⑦「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に○をつけます。
- ⑧「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄には、所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入します。
なお、事業所が複数ある場合は次のようにします。

- ・複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」、「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填使用とするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」を登録する必要があります。
- ・事業者が一括して複数事業所を登録申請する場合には、以下の方法によって行います。なお、登録申請手数料は1件分です。
申請書1枚目：記入方法に従い、すべての欄に記入。
申請書2枚目：2枚目以降は、「事業所の名称及び所在地」以下について記入。
（事業所が3か所以上ある場合には、2枚目と同様の方法で記入）
- ・「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」については、「事業所の名称及び所在地」に記入した事業所が利用可能である回収設備をすべて記入してください。
（事業者全体で所有するフロン類回収設備を複数事業所で利用する場合、登録するそれぞれの事業所において利用可能な数を登録するため、重複可。）
- ・添付書類については、登記事項証明書や欠格事項に該当しないことを説明する書類については申請書1枚目に添付し、フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類、フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類については、それぞれの事業所の申請書「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」に記入されたものに対応した書類を添付してください。

(裏面)

- ⑨申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を任意に記載できます。

★記入例リスト

- ・様式第1【登録申請（申請者が法人の場合）の記入例】

- ・様式第1【登録申請（申請者が個人の場合）の記入例】
- ・様式第1【登録更新申請（申請者が法人の場合）の記入例】
- ・様式第1【登録更新申請（申請者が個人の場合）の記入例】
- ・添付書類4【法人の場合の記入例】
- ・添付書類4【個人の場合の記入例】
- ・参考書類5【記入例】
- ・参考書類6-1【記入例】
- ・参考書類6-2【記入例】
- ・参考書類7-1【記入例】
- ・参考書類7-2【記入例】

★登録のための要件

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けるに当たっては、次に示す事項に該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときには、登録が受けられませんので御注意ください。

登録を受けられない要件（申請者等の欠格要件）

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産開始手続きの決定を受けて復権を得ない者 ※主務省令で定める者とは、精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことができない者
2	フロン排出抑制法の規定若しくは自動車リサイクル法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3	登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4	登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5	業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	法人であって、その役員のうち上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

様式第1 (第8条関係) 【登録申請 (申請者が法人の場合) の記入例】
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ ~~登録の更新~~ 申請書

新規登録時は未記入

※登録番号	
※登録年月日	令和5年 4月 1日

申請する日付を記入

(宛先)
埼玉県知事

(郵便番号) 123-4567
住所 埼玉県さいたま市高砂1-2-
氏名 合理化空調株式会社
代表取締役 排出 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 123-456-7890

押印不要

第一種フロン類充填回収業を行う者の名称 (法人) を記入

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~ ~~第30条第2項~~ の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ ~~登録の更新~~

複数の事業所がある場合には、事業所ごとに記入

事業所の名称及び所在地			
名称	合理化空調株式会社 さいたま事業所		
所在地	(郵便番号) 321-9876 埼玉県さいたま市大久保 2-3-4 電話番号 987-654-3210		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台		台
HCFC 用	台		台
HFC 用	台		台
CFC、HCFC 兼用	台		台
CFC、HFC 兼用	台		台
HCFC、HFC 兼用	台		台
	台		3台

該当するすべての欄に○をつける

該当するすべての欄に○をつける

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第1 (第8条関係) 【登録申請 (申請者が個人の場合) の記入例】
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ ~~登録の更新~~ 申請書

新規登録時は未記入

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入

令和5年 4月 1日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号) 123-4567

押印不要

住所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10

氏名 抑制 次郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 456-789-0123

第一種フロン類充填回収業を行う者の氏名を記入

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~ ~~第30条第2項~~の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ ~~登録の更新~~ を申請します。

名称がない場合は氏名

事業所の名称及び所在地			
名称	アジャスト商会		
所在地	(郵便番号) 123-4567 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10 電話番号 456-789-0123		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台		台
HCFC 用	台		台
HFC 用	台		台
CFC、HCFC 兼用	台		台
CFC、HFC 兼用	台		台
HFC 兼用	台		台
CFC 兼用	台		1 台

事業所と住所が同じ場合も記入

該当するすべての欄に○をつける

該当するすべての欄に○をつける

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第1 (第8条関係) 【登録更新申請 (申請者が法人の場合) の記入例】
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ 登録の更新 申請書 **更新時は記入**

申請する日付を記入	登録番号	12345678
	登録年月日	H30.4.25
		令和5年 4月 1日

(宛先)
埼玉県知事

第一種フロン類充填回収業を行う者の名称 (法人) を記入

(郵便番号) 123-4567
住 埼玉県さいたま市高砂 1-2-3 **押印不要**
氏 名 合理化空調株式会社
代表取締役 排出 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 123-456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~ ~~第30条第2項~~ の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ 登録の **複数の事業所がある場合には、事業所ごとに記入**

事業所の名称及び所在地			
名 称	合理化空調株式会社 さいたま事業所		
所在地	(郵便番号) 321-9876 埼玉県さいたま市大久保 2-3-4 電話番号 987-654-3210		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台		台
HCFC 用	台		台
HFC 用	台		台
CFC、HCFC 兼用	台		台
CFC、HFC 兼用	台		台
HCFC、HFC 兼用	台		台
	台		3台

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第1 (第8条関係) 【登録更新申請 (申請者が個人の場合) の記入例】
(表面)

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録~~ 申請書
登録の更新

更新時は記入

申請する日付を記入

登録番号	12345679
登録年月日	H30.4.25
	令和5年 4月 1日

(宛先)

埼玉県知事

押印不要

第一種フロン類充填回収業を
行う者の氏名を記入

(郵便番号) 123-4567
住所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10
氏名 抑制 次郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 456-789-0123

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第27条第2項~~ 第30条第2項の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録~~ 登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	アジャスト商会		
所在地	(郵便番号) 123-4567 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10 電話番号 456-789-0123		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナ	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台		台
HCFC 用	台		台
HFC 用	台		台
CFC、HCFC 兼用	台		台
C	台		台
H	台		台
C	台		1台

名称がない場合は氏名

事業所と住所が同じ場合も記入

該当するすべての欄に
○をつける

該当するすべての欄に
○をつける

所有又は利用可能な回収設備に
ついて、設備の種類ごとに能力
に応じて台数を記入

(添付書類 4) 【法人の場合の記入例】

誓約書

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号) 123-4567

住 所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-

氏 名 合理化空調株式会社

代表取締役 排出 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 123-456-7890

押印不要

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(平成 13 年法律第 64 号) ~~第 29 条第 1 項第 1 号から第 5 号~~
第 29 条第 1 項第 1 号から第 6 号 に該当しないこと

を誓約します。

備考 申請者が法人である場合にあつては、「第 29 条第 1 項第 1 号から第 5 号」を、申請者が個人である場合にあつては、「及びその役員」と「第 29 条第 1 項第 1 号から第 6 号」を消して使用すること。

(添付書類 4) 【個人の場合の記入例】

誓約書

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先)

埼玉県知事

(郵便番号) 123-4567
住 所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10
氏 名 抑制 次郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 456-789-0123

押印不要

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(平成 13 年法律第 64 号) ~~第 29 条第 1 項第 1 号から第 5 号~~
~~第 29 条第 1 項第 1 号から第 6 号~~ に該当しないこと
を誓約します。

備考 申請者が法人である場合にあつては、「第 29 条第 1 項第 1 号から第 5 号」を、申請者が個人である場合にあつては、「及びその役員」と「第 29 条第 1 項第 1 号から第 6 号」を消して使用すること。

(参考書類5) 【法人の場合の記入例】

登録申請者の略歴書

名称	合理化空調株式会社	
所在地	(郵便番号) 123-4567 埼玉県さいたま市高砂 1-2-3 電話番号 123-456-7890	
略歴	期 間 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	職務内容又は業務内容
	昭和 50.4.1	設立 冷凍空調設備工事の営業を開始
	昭和 63.9.1	フロン類回収業務を開始
	平成 2.4.1	フロン類充填業務を開始
賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 4 月 1 日

氏 名 合理化空調株式会社
代表取締役 排出 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

押印不要

- 備考
- 1 この略歴書は、登録申請者について作成すること。
 - 2 「職務内容又は業務内容」の欄には、現在に至るまでの職務又は業務の内容を記入すること。
 - 3 「賞罰」の欄には、第一種フロン類充填回収業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入し、該当する賞罰がない場合には「なし」と記入すること。

(参考書類5) 【個人の場合の記入例】

登録申請者の略歴書

名称	抑制 次郎 (アジャスト商会)	
所在地	(郵便番号) 123-4567 埼玉県さいたま市高砂 1-2-10 電話番号 456-789-0123	
略歴	期 間 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	職務内容又は業務内容
	昭和 50.4.1	設立 冷凍空調設備工事の営業を開始
	昭和 63.9.1	フロン類回収業務を開始
	平成 2.4.1	フロン類充填業務を開始
賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 4 月 1 日

押印不要

氏 名 抑制 次郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 備考
- 1 この略歴書は、登録申請者について作成すること。
 - 2 「職務内容又は業務内容」の欄には、現在に至るまでの職務又は業務の内容を記入すること。
 - 3 「賞罰」の欄には、第一種フロン類充填回収業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入し、該当する賞罰がない場合には「なし」と記入すること。

(参考書類 6-1) 【記入例】

フロン類の充填に係る者の資格等に関する報告書

1 氏名	排出 三郎
2 担当事業所名称	合理化空調株式会社 さいたま事業所
3 資格等の名称	第一種冷媒フロン取扱技術者
4 資格証明書等の写し (業界団体等が発行している回収技術等に関する資格証明書等の写しを添付してください。)	<p>(フロン類の充填に関して十分な知見を有する者)</p> <p>A. 冷媒フロン類取扱技術者 第一種冷媒フロン類取扱技術者 (一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会) 第二種冷媒フロン類取扱技術者 (一般財団法人日本冷媒・環境保全機構)</p> <p>B. 一定の資格を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習 (*) を受講した者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械 (高圧ガス保安協会)・ 上記保安責任者 (冷凍機械以外) であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者・ 冷凍空気調和機器施工技能士 (中央職業能力開発協会)・ 冷凍空調施設工事事業所の保安全管理者 (高圧ガス保安協会)・ 自動車電気装置整備士 (対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。)(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。) <p>C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習 (*) を受講した者 十分な実務経験とは、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者</p> <p>(*) 充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習については、環境省及び経済産業省のホームページに、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として掲載されています。 環境省 HP : https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html 経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/jyubun_chiken.html</p>

(参考書類 6-2) 【記入例】

フロン類の充填業務実務経験証明書

氏 名 充填 知見

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実 務 の 内 容	期 間
大型冷凍空調機器にフロン類を充填する業務	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (5 年 月間)
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
担当事業所名称	合理化空調株式会社 さいたま営業所
証明者と被証明者との関係	社員

令和 5 年 4 月 1 日

証明者

住 所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-3
氏 名 合理化空調株式会社
代表取締役 排出 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

押印不要

- 備考 1 この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
2 実務の内容欄には、従事した主な充填業務を具体的に記入すること。

(参考書類 7-1) 【記入例】

フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書

1 氏名	排出 三郎
2 担当事業所名称	合理化空調株式会社 さいたま事業所
3 資格の名称	高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械)
4 資格証明書の写し (業界団体等が発行している回収技術等に関する資格証明書の写しを添付してください。)	<p>(業務用冷凍空調機器の回収に係る資格の例)</p> <p>ア. 第一種冷媒フロン類取扱技術者 (一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会) イ. 第二種冷媒フロン類取扱技術者 (一般財団法人日本冷媒・環境保全機構) ウ. 冷媒回収推進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者 エ. 高圧ガス製造保安責任者 (冷凍機械) オ. 冷凍空気調和機器施工技能士 カ. 冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 (高圧ガス保安協会) キ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 ク. 冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会) ケ. 技術士 (機械部門 (冷暖房・冷凍機械)) コ. 自動車電気装置整備士 (ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)</p>

(参考書類 7-2) 【記入例】

フロン類の回収業務実務経験証明書

氏 名 回収 有子

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実 務 の 内 容	期 間
大型冷凍空調機器からフロン類を回収する業務	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (5 年 月間)
	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)
担当事業所名称	合理化空調株式会社 さいたま営業所
証明者と被証明者との関係	社員

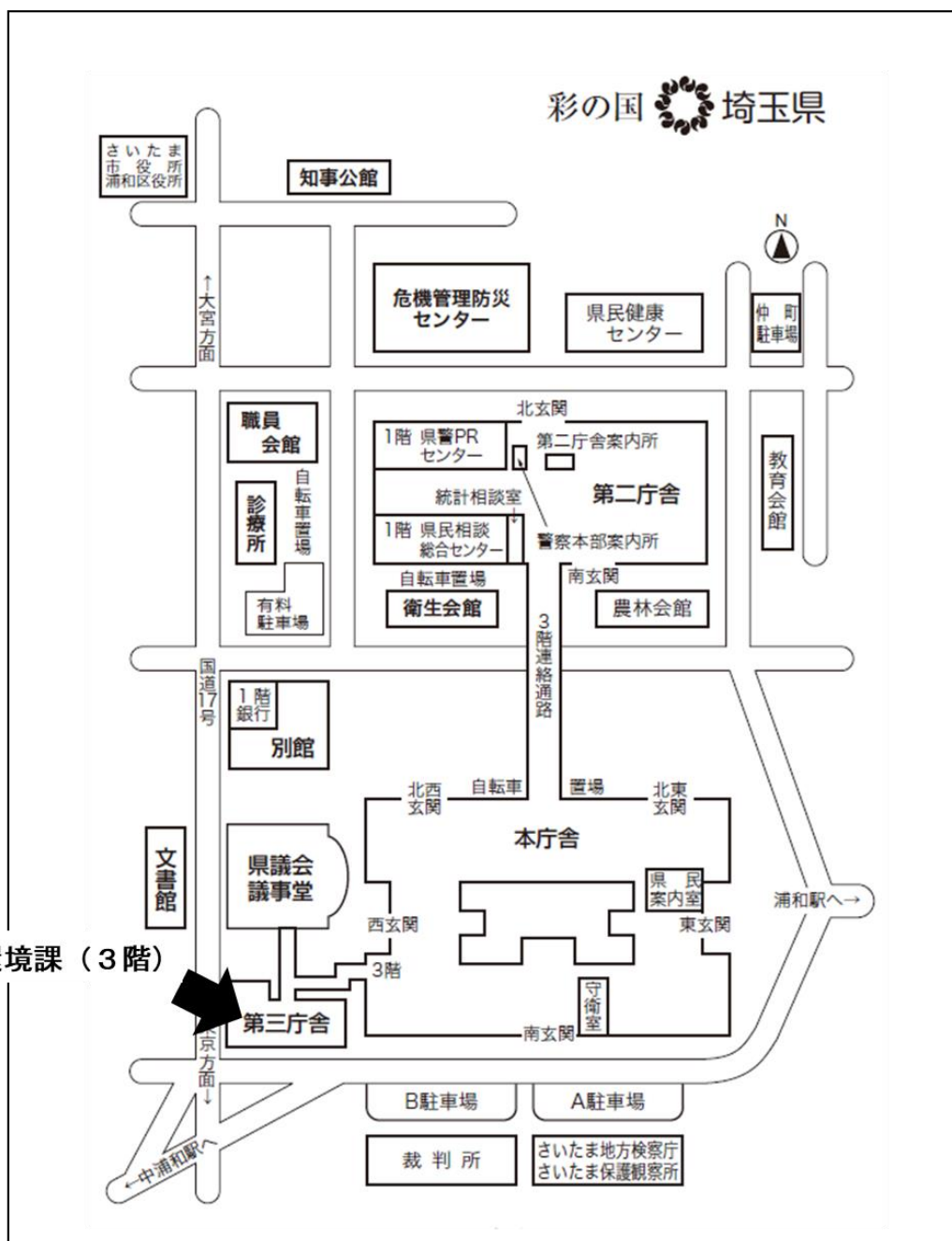
令和 5 年 4 月 1 日

証明者

住 所 埼玉県さいたま市高砂 1-2-3
氏 名 合理化空調株式会社
代表取締役 排出 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

押印不要

- 備考 1 この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
2 実務の内容欄には、従事した主な回収業務を具体的に記入すること。



大気環境課 (3階)

●大気環境課 (第三庁舎 3階)

JR 高崎線、宇都宮線、京浜東北線「浦和駅」
西口から徒歩約10分

**埼玉県第一種フロン類充填回収業者
登録申請手続案内
(令和6年1月版)**

埼玉県環境部大気環境課 (規制・化学物質担当)
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3058 / FAX 048-830-4772



埼玉県マスコット さいたまっち